

地域景観づくり協議会制度のお知らせ

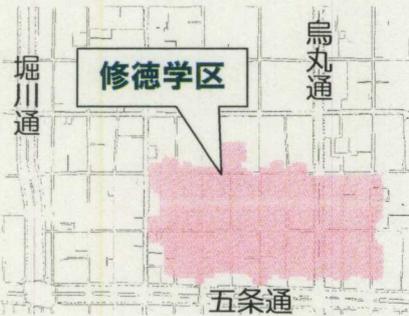
平成26年6月

景観に関する手続の前に

地域との意見交換が必要な地域をご確認ください。

◆ 意見交換が必要な地域

しゅうとくがっく
下京区 **修徳学区**



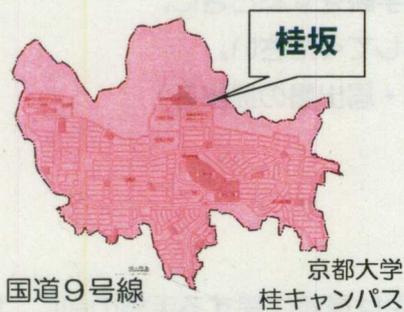
ほんとちょう
中京区 **先斗町**



にしのちょう
東山区 **西之町**



かつらざか
西京区 **桂坂**



ますやちょう いちねんざか・にねいざか
東山区 **栂屋町(一念坂・二寧坂)**



- ▶ 制度や意見交換の流れについては裏面をご覧ください。
- ▶ 意見交換が必要な行為や時期、方法については、各協議会によって異なります。
- ▶ まずは、景観政策課にお問い合わせください。
(Tel.075-222-3397)

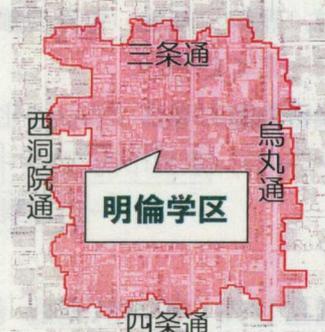
◆ まもなく意見交換が必要になる地域

New !

あねやこうじかいわい
中京区 **姉小路界限**



めいりんがっく
中京区 **明倫学区**



◆地域景観づくり協議会制度について

地域の景観を保全・創出する目的で、主体的に景観づくりに取り組む組織として京都市が認定した地域組織の活動区域内で建築行為等を行う場合、景観に関する手続の前に地域と意見交換しなければならない制度（地域景観づくり協議会制度）が、平成 23 年 4 月 1 日からスタートしています。

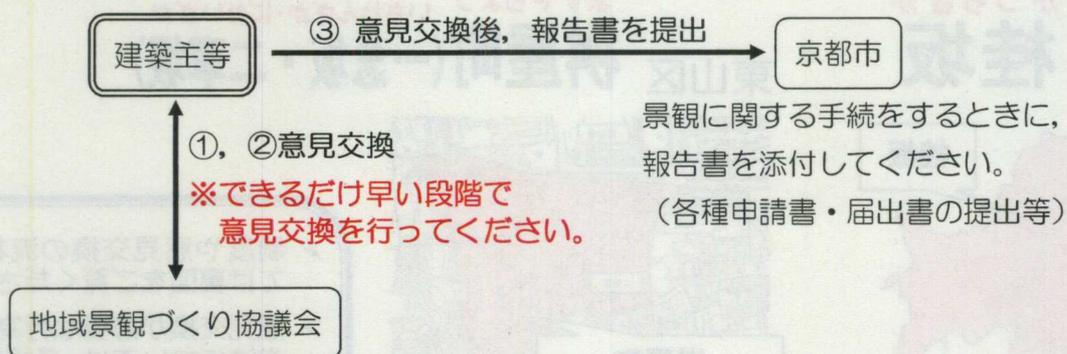
地域景観づくり計画書が認定された地域では、景観に関する手続の前に地域の協議会との意見交換が必要となります。

姉小路界隈、明倫学区でも、まもなく意見交換が必要となります。

意見交換が必要な地域

修徳学区	(平成 24 年 6 月 1 日 計画書認定)
先斗町	(平成 24 年 6 月 1 日 計画書認定)
西之町	(平成 25 年 1 月 10 日 計画書認定)
榎屋町	(平成 25 年 4 月 15 日 計画書認定)
桂坂	(平成 25 年 5 月 31 日 計画書認定)

◆手続と意見交換の流れ



- ① 認定された協議会の活動区域内で建築行為等を行う場合、建築主は景観に関する手続の前に、地域景観づくり協議会と意見交換することが必要です。

地域の良好な景観形成に向けて、できるだけ早い段階で意見交換を行ってください。

- ② 各協議会で作成し認定を受けた「地域景観づくり計画書」に基づき、意見交換を行ってください。各地域の「地域景観づくり計画書」は、景観政策課の窓口か、ホームページでご覧いただけます。
(ホームページ) [京都市情報館](#) → [まちづくり](#) → [景観](#) → [地域景観づくり協議会](#)

- ③ 建築主は、意見交換後、意見交換報告書を添えて、景観に関する手続（各種申請書・届出書の提出等）を行ってください。

意見交換報告書の様式（Word 形式）はホームページでも公開していますのでご利用ください。

(ホームページ) [京都市情報館](#) → [まちづくり](#) → [景観](#) → [地域景観づくり協議会](#) →

→ [地域景観づくり協議会制度について](#) → (参考様式) 意見聴取報告書